

期間限定保育利用・変更申請書

(あて先) 千葉市長

年 月 日

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 期間限定保育の利用は、同一年度の年度末で解除となります。
2. 施設（事業）利用申請において不承諾となった方は、期間限定保育入所後も、同一年度の3月まで利用調整の対象となります。
3. 期間限定保育の利用期間終了後も保育施設等の利用を希望される場合は、あらためて利用申請が必要です。
4. 以下の利用条件を満たしていない場合は、利用を継続することができず、退所となります。
 - ・施設（事業）利用申請の「取下げ」を行った場合
 - ・教育・保育給付認定期間の満了を迎えた場合
5. 育児休業取得中の方は、利用開始月に復職いただきます。
6. 支給認定審査および利用者負担額決定にあたり、児童及び児童と同居する方の住民登録関係情報や市民税課税状況について、関係機関に調査、照会させていただきます。
7. 支給認定審査および利用者負担額決定にあたり、必要に応じて、生活保護および児童扶養手当等の受給状況を、本市の関係機関に照会させていただきます。
8. 支給認定審査にあたり、必要に応じて、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付状況等について、本市の関係機関に確認させていただきます。また、同様に必要に応じて、介護保険の受給状況を確認させていただきます。
9. 就労状況等の確認のため、必要に応じて、雇用主その他の関係先に確認させていただきます。
10. 利用申請後に、市外へ転出した場合または保育の必要性がなくなったことが確認できた場合は、利用要件を満たさなくなるため、選考の結果が内定であっても、内定を取り消します。
11. 内定後、利用申請に際しご提出いただいた書類を、利用が決まった保育園等に送付させていただきます。
12. 入所した保育園等から他の保育園等に転園（1号児童から2号児童へ支給認定を変更し、他の保育園等に移る場合を含む）する場合は、転園元から転園先へ児童票等児童に関わる記録を送付させていただきます。

以上のことに同意し、期間限定保育を申請します。

保護者	住所	〒 千葉市 区				
	フリガナ			連絡先電話番号（主な連絡先を一番上に記入してください）		
	氏名			・ (父携帯・母携帯・自宅) ・ (父携帯・母携帯・自宅) ・ (父携帯・母携帯・自宅)		
		連絡先電子メールアドレス		@		
申請に係る子ども	フリガナ			生年月日	性別	保護者との続柄
	氏名			年 月 日		
利用（変更）を希望する期間	年 月 日 から			申請に係る子どもの施設（事業）利用申請状況		
				利用希望を開始した期間		月から
	※原則、各月の初日からの利用です。			第一希望とする施設の名称		
利用（変更）を希望する保育園・認定子ども園等の名称	第1希望		第4希望		第7希望	
	第2希望		第5希望		第8希望	
	第3希望		第6希望		第9希望	